

災害時における連絡体制及び協力体制に関する覚書

宇都市（以下「甲」という。）及び中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり覚書を交換する。

（連絡）

第1条 乙は、次に掲げる事項について、甲に対し、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、相互連絡を円滑に行うため、あらかじめ、それぞれ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

（協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請事項に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 住民への周知（台風等災害発生前の広報を含む）
- (2) 避難所に避難している住民への周知
- (3) 住民からの問い合わせへの対応
- (4) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

（連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、乙と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木、積雪等からの電力復旧に必要な道路等の復旧
- (2) 停電復旧に必要な土地使用への協力

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 災害復旧活動に必要な土地使用への協力
- (2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の復旧

（防災訓練）

第5条 甲及び乙は、災害発生時の対応を円滑に行うため、相手方から、相手方が実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

（要員派遣）

第6条 大規模災害発生時に、甲から要請された場合又は乙が必要と判断した場合は、乙は甲に災害対応要員を派遣するものとする。

2 派遣要員の職務は、停電状況及び復旧状況等の甲への情報提供並びに第3条及び第4条に定める甲からの情報収集とする。

(取扱いの変更)

第7条 本覚書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを変更するものとする。

(運用)

第8条 本覚書に定める取扱いの実施細目は、別紙のとおりとする。

(その他)

第9条 本覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、又は本覚書に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ解決するものとする。

令和2年4月1日

甲 宇都市常盤町一丁目7番1号
宇都市長 久保田 后子



乙 宇都市相生町7番36号
中国電力ネットワーク株式会社宇部ネットワークセンター所長 前田 耕作



別紙

災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの実施細目

(連絡体制の確立)

- 1 乙は社内の警戒体制若しくは非常体制に入った時点で甲へ連絡し、甲及び乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡体制の解除)

- 2 乙の社内警戒体制若しくは非常体制が解除された時点で甲へ連絡し、甲及び乙は、相互連絡体制を解除する。

(連絡方法)

- 3 甲及び乙の相互連絡は、専用の直通電話及びファクシミリによるものとする。
なお、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

(連絡時期及び連絡内容)

- 4 乙は、停電発生時には、本覚書第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により原則として毎正時、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

- 5 甲及び乙が本覚書に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

(土地の使用)

- 6 本覚書第4条第1項第2号及び同条第2項第1号に定める土地の使用は無償とし、借主は、当該土地の使用について相手方の指示に従うものとする。

(協力及び連携)

- 7 本覚書に定めた協力及び連携の実施については、甲又は乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。